

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス)

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

令和6年4月1日

支出負担行為担当官  
九州防衛局長 江原 康雄

## 1 案件概要

(1) 案件名 築城(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務 (電子契約対象案件)

(2) 工事場所 福岡県築上郡築上町

(3) 案件内容

### ア 技術協力業務

(ア) 業務内容 計画準備、技術協力業務(実施設計の確認、施工計画の作成、技術情報等の提出、全体工事費の算出、関係機関等との協議資料作成支援、技術提案、設計調整協議)

(イ) 履行期間 契約締結日の翌日から令和11年3月30日まで

(ウ) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

### イ 建設工事

工事内容

(新設69棟)

#### 【建築分】

- ・ T001 教育施設新設(4階建て/延べ面積 約6,800㎡)
- ・ T002 隊舎新設(3階建て/延べ面積 約1,900㎡)
- ・ T003 格納庫新設(2階建て/延べ面積 約3,000㎡)
- ・ T004 局舎新設(平屋建て/延べ面積 約100㎡)
- ・ T005 犬舎新設(平屋建て/延べ面積 約200㎡)
- ・ T006 事務所新設(平屋建て/延べ面積 約200㎡)
- ・ T007 食厨新設(平屋建て/延べ面積 約1,600㎡)
- ・ T008 補給倉庫新設(2階建て/延べ面積 約6,300㎡)
- ・ T009 哨舎新設(平屋建て/延べ面積 約10㎡)

- ・ T010 ポンプ室新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T011 ポンプ室新設（平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T012 ポンプ室新設（2階建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T013 警衛所新設（2階建て／延べ面積 約 690 m<sup>2</sup>）
- ・ T014 哨舎新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T016 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ T017 隊舎新設（3階建て／延べ面積 約 4,200 m<sup>2</sup>）
- ・ T018 整備格納庫新設（平屋建て／延べ面積 約 2,300 m<sup>2</sup>）
- ・ T019 格納庫新設（5階建て／延べ面積約 6,100 m<sup>2</sup>）
- ・ T020 格納庫新設（平屋建て／延べ面積 約 1,700 m<sup>2</sup>）
- ・ T021 指揮所新設（3階建て／延べ面積 約 800 m<sup>2</sup>）
- ・ T023 試験室新設（平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ T026 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ T028 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ T030 整備格納庫新設（平屋建て／延べ面積約 7,700 m<sup>2</sup>）
- ・ T032 整備場新設（平屋建て／延べ面積 約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・ T033 電源室新設（平屋建て／延べ面積 約 90 m<sup>2</sup>）
- ・ T034 車両整備場新設（平屋建て／延べ面積 約 200 m<sup>2</sup>）
- ・ T035 事務所新設(平屋建て／延べ面積 約 200 m<sup>2</sup>)
- ・ T036 油脂庫新設(平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>)
- ・ T038 ボンベ庫新設(平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>)
- ・ T039 給水管理棟新設(平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>)
- ・ T040 倉庫新設（平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T041 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 60 m<sup>2</sup>）
- ・ T042 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T043 サイレンサー新設（平屋建て／延べ面積 約 800 m<sup>2</sup>）
- ・ T045 配電室新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T047 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T051 広報館新設（3階建て／延べ面積 約 1,600 m<sup>2</sup>）
- ・ T052 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 100 m<sup>2</sup>）
- ・ T057 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T058 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ T062 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T063 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T064 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）

- ・ T071 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 100 m<sup>2</sup>）
- ・ T074 ポンプ室新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T077 ポンプ室新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T078 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 100 m<sup>2</sup>）
- ・ T082 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ T090 整備場新設（平屋建て／延べ面積 約 700 m<sup>2</sup>）
- ・ T091 器材庫新設（2 階建て／延べ面積 約 300 m<sup>2</sup>）
- ・ T092 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T093 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ T095 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T098 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T099 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 70 m<sup>2</sup>）
- ・ T101 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T102 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T103 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ T105 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ S 002 手荷物検査場新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ S 003 警衛所新設（平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ S 004 哨舎新設（平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ S 005 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ S 006 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ S 007 油脂庫新設（平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ S 008 自転車置場新設（平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 仮設 1 仮設隊舎新設（3 階建て／延べ面積 約 1,900 m<sup>2</sup>）
- ・ 仮設 2 仮設格納庫新設（2 階建て／延べ面積 約 3,700 m<sup>2</sup>）

#### 【設備分】

- ・ 建物付帯電気・通信、機械 一式
- ・ 構内配電線路 一式
- ・ 構内通信線路 一式

#### 【土木分】

- ・ 建物付帯土木一式
- ・ 幹線ユーティリティ（給排水・汚水） 一式

(改修(1)49 棟)

#### 【建築分】

- ・ 307 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）

- ・ 308 厚生センター改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・ 310 コンプレッサー室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 311 整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 750 m<sup>2</sup>）
- ・ 312 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 314 検査室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 300 m<sup>2</sup>）
- ・ 315 隊舎改修（鉄筋コンクリート造4階建て／延べ面積 約 3,300 m<sup>2</sup>）
- ・ 316 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 8 m<sup>2</sup>）
- ・ 317 警衛所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 50 m<sup>2</sup>）
- ・ 318 電子整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・ 319 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 322 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 80 m<sup>2</sup>）
- ・ 325 整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 140 m<sup>2</sup>）
- ・ 327 ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 8 m<sup>2</sup>）
- ※328 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 530 m<sup>2</sup>）
- ・ 330 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ※332 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 530 m<sup>2</sup>）
- ・ 333 隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 300 m<sup>2</sup>）
- ・ 336 隊舎改修（鉄筋コンクリート造3階建て／延べ面積 約 2,500 m<sup>2</sup>）
- ・ 337 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 338 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 710 m<sup>2</sup>）
- ・ 340 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 341 配電室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 230 m<sup>2</sup>）
- ・ 342 消防車庫改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約 1,100 m<sup>2</sup>）
- ・ 343 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 345 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 270 m<sup>2</sup>）
- ・ 346 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 200 m<sup>2</sup>）
- ・ 347 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 358 発電機室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 361 事務室改修（鉄筋コンクリート造2階建て／延べ面積 約 440 m<sup>2</sup>）
- ・ 363 コンプレッサー室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 6 m<sup>2</sup>）
- ・ 364 整備場改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1,700 m<sup>2</sup>）
- ・ 365 ボイラー室改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 300 m<sup>2</sup>）

- ・ 366 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 80 m<sup>2</sup>）
- ・ 367 整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 450 m<sup>2</sup>）
- ・ 368 ガス庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 60 m<sup>2</sup>）
- ・ 369 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 372 医務室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1,600 m<sup>2</sup>）
- ・ 373 器材庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 374 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 4 m<sup>2</sup>）
- ・ 375 救急車庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 100 m<sup>2</sup>）
- ・ 376 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 400 m<sup>2</sup>）
- ・ 377 管制塔改修（鉄筋コンクリート造 5 階建て・一部鉄骨造／  
延べ面積 約 2,600 m<sup>2</sup>）
- ・ 378 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 443 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 444 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 446 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 447 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 448 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）

※印は、特段の情報保全の措置を必要とする施設であり、同措置を講じることを条件とする業務の追加について、技術協力業務の契約を締結した後に受注者と協議を行うものである。

#### 【設備分】

- ・ 建物付帯電気・通信、機械 一式
- ・ 構内配電線路 一式
- ・ 構内通信線路 一式

#### 【土木分】

- ・ 建物付帯土木一式

(改修(2)60 棟)

#### 【建築分】

- ・ 379 電源室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 140 m<sup>2</sup>）
- ・ 380 庁舎改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約 1,300 m<sup>2</sup>）
- ・ 381 局舎改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約 410 m<sup>2</sup>）
- ・ 382 局舎改修（鉄骨造 2 階建て／延べ面積 約 220 m<sup>2</sup>）
- ・ 383 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 384 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 385 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 6 m<sup>2</sup>）

- ・ 387 電子整備場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・ 389 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 390 車両整備場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1,200 m<sup>2</sup>）
- ・ 391 サイレンサー改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 580 m<sup>2</sup>）
- ・ 392 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ 393 ガス庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 20 m<sup>2</sup>）
- ・ 394 整備格納庫改修（鉄骨造平屋建て・一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 3,800 m<sup>2</sup>）
- ・ 398 局舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 200 m<sup>2</sup>）
- ・ 399 訓練施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 430 m<sup>2</sup>）
- ・ 400 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 401 訓練施設改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 620 m<sup>2</sup>）
- ・ 402 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 403 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 404 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 405 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 406 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 990 m<sup>2</sup>）
- ・ 407 保管庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 270 m<sup>2</sup>）
- ・ 410 隊庁舎改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1600 m<sup>2</sup>）
- ・ 411 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 412 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 413 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 414 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 417 受変電所改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 400 m<sup>2</sup>）
- ・ 418 電気室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 50 m<sup>2</sup>）
- ・ 419 消火ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 420 隊舎改修（鉄筋コンクリート造 6 階建て／延べ面積 約 8,200 m<sup>2</sup>）
- ・ 421 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 50 m<sup>2</sup>）
- ・ 422 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 50 m<sup>2</sup>）
- ・ 449 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 450 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 451 格納庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 1,400 m<sup>2</sup>）
- ・ 452 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 290 m<sup>2</sup>）

- ・ 453 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 110 m<sup>2</sup>）
- ・ 454 庁舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 290 m<sup>2</sup>）
- ・ 455 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 110 m<sup>2</sup>）
- ・ 456 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 9 m<sup>2</sup>）
- ・ 457 局舎改修（鉄骨鉄筋コンクリート造 6 階建て／延べ面積 約 270 m<sup>2</sup>）
- ・ 458 哨舎改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 459 管理棟改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 90 m<sup>2</sup>）
- ・ 460 整備格納庫改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て・一部鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 8,500 m<sup>2</sup>）
- ・ 461 自転車置場改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 30 m<sup>2</sup>）
- ・ 462 浴場改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 310 m<sup>2</sup>）
- ・ 463 油脂庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 464 ポンプ室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 70 m<sup>2</sup>）
- ・ 466 整備場改修（鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 170 m<sup>2</sup>）
- ・ 467 管理棟改修（鉄筋コンクリート造 2 階建て／延べ面積 約 590 m<sup>2</sup>）
- ・ 468 倉庫改修（鉄骨造平屋建て／延べ面積 約 1,400 m<sup>2</sup>）
- ・ 469 隊舎改修（鉄筋コンクリート造 4 階建て／延べ面積 約 4,100 m<sup>2</sup>）
- ・ 470 監視室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 471 監視室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 70 m<sup>2</sup>）
- ・ 472 倉庫改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 40 m<sup>2</sup>）
- ・ 474 機械室改修（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積 約 10 m<sup>2</sup>）
- ・ 475 庁舎改修（鉄筋コンクリート造 3 階建て／延べ面積 約 6,300 m<sup>2</sup>）

（解体 111 棟）

- ・ 既設建物解体 一式

（４）本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第 18 条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結するものであり、その後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に建設工事の契約を締結する。

（５）本案件は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格があると認められた者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者

として選定する。なお、優先交渉権者と価格等の交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の者との手続きには移行しない。

## (6) 参考額

本建設工事に先立って実施する技術協力業務の規模は4,800万円程度(税込み)を想定している。また、工事規模は競争参加資格の確認通知後の2次配布資料で別途通知する。

(7) 本案件は、資料及び見積書等の提出を電子入札システムにより行う業務である。ただし、電子入札システムにより難しいものは、発注者に申請のうえ紙見積合わせ方式(電子入札システムを利用しない入札手続きをいう。以下同じ。)に代えることができるものとする。

(8) 本案件は、契約手続の一連の手続を電子契約システムで行う業務である。ただし、電子契約システムにより難しい場合は、発注者に届出のうえ紙契約方式に代えることができるものとする。

(9) 本建設工事に係る設計図書等の契約内容については、発注者と優先交渉権者との間で行う価格等の交渉の過程で協議して決定するものとする。

(10) 本建設工事は、受注企業の支援を前提とした監理技術者等に求める同種工事の経験の大幅な緩和を行う試行工事である。なお、契約後は、企業としての監理技術者等支援策を施工計画書等に記載し提出するものとし、監理技術者等支援を未実施の場合には、工事成績評点を減ずることとする。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者(以下「単体」という。)又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年4月1日付九州防衛局長)に示す手続きに従い、築城(6)施設最適化総合設計に係る技術協力業務に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」のいずれかで級別(ランク)の格付を受け、九州防衛局に競争

参加を希望していること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ。)また、優先交渉権者の選定日までに、単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C」以上の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること。

(3) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値(資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数。)が1,200点以上であること。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員には、「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上の構成員を1社以上加えるものとし、その他の特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、「建築一式工事」又は「土木一式工事」は830点以上であること、「電気工事」、「管工事」及び「電気通信工事」は870点以上であること。

#### (4) 工事实績

##### 【単体又は特定建設工事共同企業体の代表者】

平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て以上で延べ面積4,000㎡以上/(1棟当たり)の建物新設建築工事を施工した実績を有すること。

##### 【特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員】

ア 代表者以外の構成員には「建築一式工事」990点以上又は「土木一式工事」990点以上の構成員を1社以上加えるものとし、この構成員については、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事又は防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請工事のうち「建築一式工事」で参加する場合は、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建て以上で延べ面積2,000㎡以上/(1棟当たり)の建物新設工事に係る実績を有すること。

また、「土木一式工事」で参加する場合は、土木工事の実績を有すること。

イ ア以外の構成員については、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した国内工事又は防衛省発注の総合発注工事の一次下請工事のうち、構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新

設工事に係る以下の実績を有すること。

- ・「建築一式工事」で参加する場合は、建築工事
  - ・「電気工事」及び「電気通信工事」で参加する場合は、建物付帯電気工事もしくは建物付帯通信工事のいずれか。
  - ・「管工事」で参加する場合は、建物付帯機械工事
- なお、「土木一式工事」で参加する場合は、土木工事の実績を有すること。

建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割りの10分の6以上のものに限る。

国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

- (5) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）及び担当技術者を当該工事に専任で配置できること。

#### ア 技術者の資格

##### 【単体又は特定建設工事共同企業体の代表者】

###### 監理技術者等

1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

##### 【特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員】

###### 担当技術者

###### 【建築】

1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

###### 【土木】

1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

###### 【電気】

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

###### 【管】

1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

【電気通信】

1級電気工事施工管理技士又は1級電気通信工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

イ 技術者の経験

監理技術者等

単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成21年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次の①又は②のいずれいれかを施工した経験（原則、着工から完成まで従事している。）を有すること。

① 元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設建築工事

② 総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物新設建築工事

ただし、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事の場合は、評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事、あるいは評定点を未受領の工事については、検査に合格していることを証明する資料をもって65点以上の工事とみなすものとする。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

本案件は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(6) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者にあつては、次に掲げる基準を満たす管理技術者を当該設計業務に配置できる者であること。なお、技術協力業務の期間と工事期間が被らない場合にあつては、工事の監理技術者と兼務することができるものとする。

ア 公示日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

イ 次の資格を有する者であること。

建築士法（25年法律第202号）第2条2項に規定する一級建築士

(7) 築城(6)施設最適化総合設計の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から見積合わせの時点までの期間に、九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第 150 号。28.3.31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 本手続に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照。）
- (11) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、九州防衛局が発注した「建築一式工事」のうち、令和 4 年度及び 5 年度に完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。
- (13) 業務実施体制の妥当性が確認できる者であること。なお、業務実施体制の妥当性が確認できない場合とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。
- ア 再委託の内容が、主たる部分の場合
  - イ 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合
  - ウ 共同体による業務の分担構成が細分化され過ぎて、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合
- (14) 単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく 1 級建築士事務所登録を有すること。
- (15) 日本国内に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (16) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

(17) 本工事は、次のアからウまでのいずれか又は合計で下請け等発注予定金額が各随意契約工事の請負金額 20%を超えること。

ア 工事を実施する都道府県内の地元企業（単体及び共同企業体の代表者を除く）における自社施工費の割合

イ 工事を実施する都道府県内の地元企業を下請け先に採用する発注予定工事費の割合

ウ 「単体」又は「共同企業体の代表者及び地元企業ではない構成員」の施工分の地産品（同一都道府県内産の建設資材等）の調達予定金額の割合

なお、工事の実施にあたり、各随意契約工事において、申請した下請け等発注予定率に満たなかった場合、発注者に未達成の理由を報告し協議をした結果に応じ、以下の①から③の対応とする。

① 正当な理由として認められる場合はペナルティはなしとする。

② 努力不十分により、申請した下請け等発注予定率に満たないと判断された場合、ペナルティとして工事成績の減点に加え、口頭注意又は書面注意等の措置を行う。

③ 申請した下請け等発注予定率を満たすための努力が確認できない場合については、優先交渉権を剥奪し次回の随意契約を締結せず、受注者側からの契約解除を求めることもある。

### 3 優先交渉権者の選定に関する事項

#### (1) 技術提案の評価に関する基準

本案件の対象となる工事は、複数の建物の新設等(築城基地において、新設 69 棟、改修 109 棟、解体 111 棟)の工事をフェーズごとに実施するものである。

本工事の計画地である航空自衛隊築城基地は、多数の施設が存在しており、狭隘な敷地であることに加え、運用中断が出来ない基地である。また、当該基地は飛行場基地であること、標高が低く平坦である沿岸地域に位置することを踏まえ、資機材・作業員の確保や仮設計画について、コストを抑制しながら、フェーズごとに着実に工事を完成させること及び資機材や仮設物等についての実効的な計画を策定することが必要である。このような状況のもとで、発注者は、高度で専門的な施工の知見等を防衛省が実施する設計業務に反映させる必要があるため、発注方式として技術提案・交渉方式を採用し、技術協力・施工タイプを適用して技術提案を次のアからカについて求める。

ア 技術協力業務の実施に関する提案：20 点

イ コストの抑制を図りながら、着実に工事を完成させるための工法及び施工手順における課題と対応策提に関する提案：45 点

➤ フェーズごとに複数建物の新設等の工事を同一時期に施工することとなるが、多くの資機材や作業員を確保し、コストの抑制を図りながら、着実に工事を

完成させるための工法及び施工手順について、課題と対応策が最も適切な提案

- 周辺環境等の現場条件等を踏まえ、施工上の課題が適切かつ論理的に整理されており、その対応策として有効な提案

ウ 狭隘な基地内での工事計画を踏まえた仮設計画における工法、施工計画及び対応策に関する提案：45点

- フェーズごとに複数建物の新設等の工事を同一時期に施工することとなるが、狭隘な基地内における工事において、玉突き整備に伴う仮設建物、現場従事者への仮設建物、工事車両及び資材ヤードなどの仮設計画（敷地外の計画も可とする）について、最も適切な工法及び施工計画の提案
- 狭隘な基地内の状況等を踏まえた課題が抽出され、かつ、具体的かつ計画的に整理されており、その対応策として有効な提案

エ 工事計画が変更となった場合の課題と対応策に関する提案：30点

- フェーズごとの工事計画（建物の施工順序等）について、工事計画が変更となった場合の課題と対応策の提案  
ただし、事業期間の変更はしない前提とする。

オ 共同企業体の組成に関する評価：10点

カ 地元企業の採用に関する評価：10点

(2) 技術提案書についてヒアリングを行う。

(3) 優先交渉権者の選定

競争参加資格があると認められた者のうち、技術提案書を提出した者の中から、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

(4) 技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

技術評価点が最も高い者が複数いる場合、下記アからオの順で優先交渉権者を選定するものとする。

ア 技術提案イ及びウの合計得点が高い者。

イ 技術提案エの得点が高い者。

ウ その他オ及びカの合計得点が高い者。

エ 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）の上位者。なお、特定建設工事共同企業体の場合は、代表者の数値とする。

オ 該当者にくじを引かせて優先交渉権者を選定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

(5) 優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続に関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。ただし、説明書に示す場合、次順位以降の交渉権者との手続には移行しない。

#### 4 担当部局

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎  
九州防衛局総務部契約課  
TEL 092-483-8829 FAX 092-472-2345

#### 5 手続き等

##### (1) 説明書の交付期間及び方法

ア 交付期間：令和6年4月1日から同年6月7日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、9時から18時まで。

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター  
( <https://www.mod-eboc.go.jp> )

ウ 交付方法：全て、電子データで交付を行う。

##### エ ファイル形式

文書類：PDF、Word

図面類：PDF

数量表等：Excel

申請書類：Word、Excel

なお、標記以外の形式による提供は一切行わない。

エ 使用条件：ダウンロードした資料の取扱いに関する利用規則に同意すること。

オ その他：通信環境の不具合等のため、希望する者は電子情報の提供を依頼することができる。この場合、上記4へ事前にその旨の連絡を入れると共に「図面データの取扱いに関する同意事項」（会社名等を記載済のもの）、データを保存するために必要な、CD-R（未使用に限る。）1枚及び着払いのラベル（宅配業者の場合）又は切手（日本郵便の場合）を貼付した返信用の封筒を同封し、持参、郵送（配達

記録が残るものに限る。)又は託送(配達記録が残るものに限る。)により提出する。なお、配送によるもの以外の対応は行わない。また、この対応により被った不利益や損害については、一切補償しない。

※ 「図面データの取扱いに関する同意事項」の書式については、九州防衛局のホームページより入手可能である。

(<https://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/contract/construction/syoshiki/index.html>)

## (2) 申請書及び技術資料の提出期間、提出先及び方法

ア 提出期限：令和6年4月22日 12時

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、申請書及び技術資料の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送(配達記録が残るものに限る。)、託送(配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する。

## (3) 技術提案書の提出期間、提出先及び方法

発注者から競争参加資格があると認められた者は、次に従い技術提案書を提出すること。

ア 提出期限：令和6年6月10日 12時

イ 提出先：上記4に同じ。

ウ 提出方法：電子入札システムにより提出する。ただし、技術提案書の容量が10MBを超える場合の提出方法等については、説明書による。紙見積合わせ方式による場合は、上記4に持参、郵送(配達記録が残るものに限る。)、託送(配達記録が残るものに限る。)又は電子メールにより提出する。

## 6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 契約保証金

ア 技術協力業務：納付(保管金の取扱店 日本銀行福岡支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 九州防衛局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 九州防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、

契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1以上とする。

イ 建設工事：免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合において当該契約不適合を保証する特約（2年間）を付したものに限る。）を付するものとする。この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(3) 技術提案書の無効

申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の技術提案書は無効とする。

(4) 提出する技術提案

技術提案書の作成にあたっては、本案件に参加しようとする他の技術提案書提出者と技術提案の内容等について、いかなる相談・協議等も行ってはならない。これに違反した場合は、本案件に係る優先交渉権者として選定しないものとする。

(5) 技術提案の履行に関する事項

受注者の責めにより、優先交渉権者選定時の提案内容が実施されていない場合、契約違反行為に該当することから、違約金、指名停止、当該成績評定の減点等の措置を講じることがある。ただし、技術協力業務において、発注者と協議の上、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害等の受注者の責めによらない理由により技術提案が不履行となった場合については、この限りではない。

(6) 配置予定技術者等の確認

(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、建設工事に係る契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、申請書及び資料の差替えは認められない。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 契約書作成の要否：要

(9) 本建設工事に直接関連する他の工事の請負契約を本建設工事に係る請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無

(10) 関連情報を入手するための照会窓口：上記4に同じ。

(11) 競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2（2）及び（3）に掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体としても上記5（2）及び（3）により申請書、技術資料及び技術提案書を提出することができるが、本手続に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、上記2（2）及び（3）に掲げる事項を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は説明書による。